

## あま市本庁舎基本設計委託業務に関する公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本プロポーザルは、あま市新庁舎の設計を委ねるにふさわしい設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式により敷地造成及び基本設計の受託者を選定するものであり、本要領は、その設計者選定の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 あま市本庁舎基本設計委託業務
- (2) 発注者 あま市
- (3) 業務内容 別添「あま市本庁舎基本設計委託業務特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）参照
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成30年3月26日まで
- (5) 予算上限額 84,092,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）  
各年度における支払限度額は次のとおりとする。  
平成28年度 39,728,000円以内  
平成29年度 44,364,000円以内
- (6) 募集方式 公募型プロポーザル方式

### 3 事業計画の概要

- (1) 施設用途 市役所庁舎
- (2) 予定地 あま市七宝町沖之島深坪地内
- (3) 敷地面積 約27,000㎡
- (4) 地域地区等
  - ア 用途地域 市街化調整区域（地区計画区域内（策定中））
  - イ 指定建ぺい率 60パーセント
  - ウ 指定容積率 200パーセント
  - エ 日影規制 4時間/2.5時間
- (5) 想定延床面積 約12,000㎡（4層程度）  
駐車台数  
来客用・職員用 463台程度（障がい者等用駐車場を含む）  
公用車 70台程度
- (6) 事業費上限額 61.55億円（税抜き、建設費（実施設計含む）、造成費、外構費）
- (7) その他 特記仕様書参照
- (8) 担当部局及び執務時間  
あま市企画財政部企画政策課（担当：水谷、山田（真）、松川）  
〒490-1292 愛知県あま市木田戌亥18番地1  
TEL（052）444-1712 FAX（052）444-0982  
メールアドレス kikaku@city.ama.lg.jp  
執務時間 土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- (9) 資料等交付  
担当部局及びあま市公式ウェブサイトから入手できる。  
<http://www.city.ama.lg.jp/index.html>

#### 4 参加資格要件

本市が実施するプロポーザル方式による設計者の選定に参加することができる者は、次に掲げるいずれにも該当する単体企業又はその単体企業を代表とする共同企業体とする。

##### (1) 単体企業の場合

- ア 技術提案書の提出期限において、平成28・29年度あま市入札参加資格者名簿（設計・測量・建設コンサルタント等業務）の登録事業者であること。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ウ 管理技術者及び主任技術者として、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士の資格を有する者を配置できる者であること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ あま市工事等請負業者指名停止取扱に関する要領（平成22年訓令第44号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- カ あま市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年訓令第46号）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされていない者であること。
- ク 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ケ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- コ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- サ 銀行取引停止処分がなされていない者であること。
- シ 平成21年度国土交通省告示第15号別添二の建築物類型のうち平成18年4月1日から平成28年3月31日までの過去10年間に（四）業務施設の第2類に分類される施設で、延床面積6,000㎡以上の免震庁舎の建築設計業務（基本設計又は実施設計）受託完了実績を有する者であること。
- ス 国税及び地方税を滞納していない者であること。

##### (2) 設計共同企業体の場合

- ア 設計共同企業体の構成員数は2者又は3者であること。
- イ 4（1）シの受託完了実績は、構成員のいずれかが有すること。
- ウ 構成員のすべてが4（1）アからサまでの資格を満たす者であること。
- エ 代表者は、出資割合が最大であること。
- オ 各構成員の出資比率は、構成員の数が2者である場合にあつては30%以上、3者である場合にあつては20%以上であること。
- カ 構成員は、他の構成員及びほかの参加者の協力事務所を兼ねていないこと。

## 5 配置予定技術者等

- (1) 管理技術者（※）は、一級建築士であること。
- (2) 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、提出者の組織に所属していること。
- (3) 管理技術者が記載を求める各担当、主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める意匠担当主任技術者が、記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。
- (4) 意匠業務は再委託しないこと。
- (5) 委託条件として、設計にあたっては、市と綿密な打ち合わせを行うとともに、本庁舎基本設計委員会や市民ミーティングの取りまとめ結果等を踏まえ、十分意見を反映した設計とすること。

※「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条の定義による。

## 6 その他要件

### (1) 応募に対する制限

次の各項目に該当する者は、応募者及び協力事務所として参加することはできない。

ア 審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）

イ 審査委員が属する企業（大学を除く。）又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者。

（注）「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

ウ 審査委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者。

エ 審査委員が大学に所属する場合において、その審査委員の研究室に現に所属する者。

オ 他の応募者の協力事務所となること。

### (2) 次の条件のいずれかに該当する場合には無効となることがある。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

イ 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されている場合及び既に発表されたものと同様あるいは類似提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。

カ 審査委員へ接触を行った場合。

キ その他本要領等に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合。

## 7 スケジュール

		内 容	日 時 等
第一次審査	参加表明書等	参加申込書等の交付	平成28年6月6日(月)～ 平成28年6月27日(月)
		参加申込書等に関する質疑の受付	平成28年6月6日(月)～ 平成28年6月16日(木)
		質疑への回答	平成28年6月21日(火)まで随時
		参加申込書等の提出期限	平成28年6月27日(月)
		第一次審査	平成28年7月4日(月)
		結果発表(公表・通知)	平成28年7月5日(火)
第二次審査	技術提案書	技術提案書等に関する質疑の受付	平成28年7月5日(火)～ 平成28年7月15日(金)
		質疑への回答	平成28年7月20日(水)まで随時
		技術提案書の提出期限	平成28年7月28日(木)
		第二次審査	平成28年8月10日(水)
		結果発表(公表・通知)	平成28年8月下旬

## 8 参加表明手続(第一次審査)

本業務に係る技術提案に参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明するものとする。

### (1) 提出書類

ア 参加表明書(様式1-1～1-4)

イ 技術資料(様式2～5)

(ア) 業務実績を証明する資料(それぞれの実績ごと)

(イ) 各技術者の資格の写し

(ウ) 雇用を証明する資料の写し

ウ 業務実施方針説明書(任意様式)

エ 一級建築士事務所の登録の写し

※提出書類については、全てA4判の用紙を使用(片面)し、横書き左綴じとする。

なお、ファイル等には綴じ込まないこと。

### (2) 提出期限等

ア 提出期限 平成28年6月27日(月)午後5時まで

イ 提出場所 〒490-1292 愛知県あま市木田戌亥18番地1

あま市企画財政部企画政策課

TEL (052) 444-1712 FAX (052) 444-0982

メールアドレス kikaku@city.ama.lg.jp

ウ 提出部数 各1部

エ 提出方法 持参若しくは郵送とする。

※郵送する場合は、提出期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」

若しくは「簡易書留」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

オ 受付時間 土日を除く午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出書類の記入上の留意事項

ア 参加表明書（様式1-1～1-4）

(ア) 単体企業での参加の場合

様式1-1に代表者印を押印のうえ、提出すること。

(イ) 共同企業体での参加の場合

様式1-2～1-4を各構成員の代表者印を押印のうえ、提出すること。

イ 事務所の同種・類似業務実績（様式2）

次の（ア）、（イ）に該当する同種又は類似の業務実績5件以内を記入する。

(ア) 同種業務の実績における対象施設は、平成18年4月1日から平成28年3月31日までに基本設計又は実施設計を完了し、平成21年度国土交通省告示第15号別添二の建築物類型のうち、（四）業務施設の第2類（庁舎のみ）に分類される延床面積6,000㎡以上の施設をいう。

(イ) 類似業務の実績における対象施設は、平成18年4月1日から平成28年3月31日までに基本設計又は実施設計を完了し、平成21年度国土交通省告示第15号別添二の建築物類型のうち、（四）業務施設の第2類（庁舎を除く）又は第1類に分類される延床面積6,000㎡以上の施設をいう。記入にあたっては、第2類を優先すること。

(ウ) 実績が複数ある場合は、同種業務の実績を優先し、かつ規模の大きいものから記入すること。また、同種又は類似業務の実績が合わせて5件に満たない場合は、空欄とすること。なお、記入した業務については契約書（鑑）の写し、業務の完了が確認できる資料の写し、施設の概要が確認できる図面、写真、パース等を提出すること。

また、PUBDISの登録がある場合は、その写しも提出すること。

(エ) 該当する業務実績について、次の項目を記入すること。

a 受注形態の欄には、単独、設計共同体又は協力（協力事務所としての参画）の別を記入すること。

b 協力の場合は、発注者の欄に発注者を記入するとともに、元請事務所名について括弧書きで記入すること。

c 構造・規模・面積の欄には、[構造種別—地上階数/地下階数、延床面積]を記入すること。[例：RC—5F/B1、○○○○㎡]

(オ) 審査において「同種」を「類似」又は「実績無し」、また、「類似」を「実績無し」として評価することがある。

ウ 専門分野別の技術職員数・資格（様式3）

(ア) 当該事務所の専門分野別の技術職員数・資格について記入すること。

(イ) 資格は、様式の資格・担当区分別に記入すること。また、複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格の保有者として記入すること。

エ 管理技術者及び各担当主任技術者等の経歴等（様式4-1～4-4）

本業務を担当する管理技術者及び記入を求める各専門分野の担当主任技術者について、次に従い記入すること。

(ア) 資格名称等

a 各技術者について、記入した資格を証する資料（免許証の写し等）を添付すること。

b 各技術者について、当該事務所との雇用関係を証する資料（健康保険証の写し等）を添付すること。

なお、参加表明書の受付以前に当該事務所と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係が必要となる。

(イ) 建築CPDの取得状況については、(財) 建築技術教育普及センターを事務局とする建築CPD運営会議の発行する建築CPD実績証明書におけるCPD取得単位(認定時間数)を記載すること。期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

(ウ) 同種・類似業務実績

a 同種・類似業務の内容は、8(3)イ(ア)から(ウ)までの説明と同じ。ただし、記入する件数は2件以内とする。

b 該当する業務実績については、8(3)イ(エ)にならって記入し、あわせて関わった分担業務分野及び立場(管理技術者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場)を記入すること。

(エ) 従事している設計業務

平成28年6月6日現在(公告日)、従事している設計業務について、関わっている分担業務分野及び立場(管理技術者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場)を記入すること。

(オ) 分担業務分野

提出者において新たに追加する分担業務分野(ランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建物外観デザイン等)がある場合は、主任技術者の経歴等(様式4-4)を提出すること。ただし、当該分野の評価は行わない。

オ 協力事務所(様式5)

協力事務所がある場合は提出すること。分担業務分野には、構造、電気設備、機械設備、又は提出者において新たに追加する分担業務分野(ランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建物外観デザイン等)を記入し、協力事務所の名称、所在地、代表者、協力を受ける内容及び理由について記入すること。

カ 業務実施方針説明書は、①業務への取組体制、②設計チームの特徴、③設計上のコンセプト、④業務実施上特に配慮する事項について(ただし、特定テーマに対する内容を除く)A4判片面1枚にまとめること。

(4) 参加申込書等に関する質疑の受付

ア 受付期限 平成28年6月16日(木)午後5時まで

イ 受付場所 〒490-1292 愛知県あま市木田戌亥18番地1

あま市企画財政部企画政策課

TEL(052)444-1712 FAX(052)444-0982

メールアドレス kikaku@city.ama.lg.jp

ウ 提出方法 様式6に記入し、メール、ファクシミリ、持参若しくは郵送とする。

※持参以外の場合は到着確認を電話により行うこと。

エ 質疑回答 平成28年6月21日(火)まで随時

あま市公式ウェブサイト上にて公開する。

※質問の回答内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

9 技術提案書の提出(第二次審査)

第一次審査で選定された者は、次に定めるところにより技術提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア 技術提案書表紙（様式7）
- イ 技術提案書（任意様式）
- ウ 参考見積書（任意様式）

(2) 提出期限等

- ア 提出期限 平成28年7月28日（木）午後5時まで
- イ 受付場所 〒490-1292 愛知県あま市木田戌亥18番地1  
あま市企画財政部企画政策課  
TEL (052) 444-1712 FAX (052) 444-0982  
メールアドレス kikaku@city.ama.lg.jp
- ウ 提出部数 6部（正1部、副5部）  
※選定の公平性を担保するため、副本には提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容（具体的な会社名等）を記載してはならない。
- エ 提出方法 持参若しくは郵送とする。  
※郵送する場合は、提出期限までに必着するように、「特定記録郵便」若しくは「簡易書留」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(3) 提出資料の記入上の留意事項

- ア 技術提案書（様式7）  
代表者印を押印のうえ、提出すること。
- イ 技術提案書は特定のテーマ4項目について、各項目ごとにA4判片面1枚以内、または全体でA3判片面2枚以内に記載するものとし、文字数は特に制限しない。作成にあたっては、以下の項目に留意すること。
  - (ア) 本プロポーザルは、提案者の考え方、構想等を問うものであり、文書等は、明瞭に記述すること。
  - (イ) 文字は読みやすいように10.5ポイント以上の文字とする。なお、図、表中の文字については、この限りでないが読みやすさに配慮すること。
  - (ウ) 技術提案書は、文書を補完するための写真（カラーコピー可）、イラスト、イメージ図を使用することは差し支えないが（カラー可）、定められた枚数以内で表現すること。
  - (エ) 記載すべき内容事項以外の内容を記載しないこと。

(4) 技術提案書等に関する質疑の受付

- ア 受付期限 平成28年7月15日（金）午後5時まで
- イ 受付場所 〒490-1292 愛知県あま市木田戌亥18番地1  
あま市企画財政部企画政策課  
TEL (052) 444-1712 FAX (052) 444-0982  
メールアドレス kikaku@city.ama.lg.jp
- ウ 提出方法 様式8に記入し、メール、ファクシミリ、持参若しくは郵送とする。  
※持参以外の場合は到着確認を電話により行うこと。
- エ 質疑回答 平成28年7月20日（水）まで随時  
あま市公式ウェブサイトにて公開する。  
※質問の回答内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

10 受託予定者の選定

(1) 評価基準

評価基準は次による。

ア 第一次審査

評価項目		評価の着目点			評価点	
		評価基準				
第一次審査	事務所の評価	技術職員数	技術職員数を評価する		50	
		有資格者数	有資格者数を評価する			
		同種・類似業務の実績	実績の種類・規模・件数について評価する			
	配置技術者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格表により評価する また、CASBE建築評価員の所持状況等に応じて加点する	管理技術者		43 (26+17)
				主任技術者	建築（意匠）	
					構造	
					電気設備	
機械設備						
配置技術者の技術力、経験年数	同種又は類似業務の実績（実績の有無及び件数、携わった立場）	次の順で評価する ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある （上記①、②に加え携わった立場も評価する）	管理技術者		45	
			主任技術者	建築（意匠）		
構造						
電気設備						
業務の実施方針	経験年数	実務経験年数を評価する	管理技術者		32	
			主任技術者	建築（意匠）		
				構造		
				電気設備		
機械設備						
計					220	

※技術職員数とは事務系職員数を除いた人数とする。

※有資格者は一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を対象とする。

イ 第二次審査

評価項目		評価の着目点		評価点	
		判断基準			合計
第二次審査	技術提案 (評価には技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う)	特定テーマ に対する技術提案	特定テーマについて、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	100点 (4テーマ 合計)	500点 (100×5人)

■ 特定のテーマについての技術提案

テーマは次の4つとし、その的確性、独創性、実現性を評価する。技術提案書等の作成にあたっては「あま市本庁舎基本構想・基本計画」等、市が策定した各種関連計画を踏まえた上で作成すること。

評価の着目点	特定テーマ		評価点
各特定テーマに対する技術提案の  的確性 独創性 実現性	テーマ1	市民の負担額を減らすため、イニシャルコストを大幅に縮減させる方法とその具体策、ランニングコストの低減に資する具体策について述べよ。	20
	テーマ2	予定地の地域特性を踏まえた上で、防災・災害対応拠点施設としての機能を十分に確保した庁舎実現のための建築・構造・設備・造成計画等について述べよ。	20
	テーマ3	周辺地区の生活環境を阻害することなく、調和のとれた街並み形成のワンピース及び市民の交流拠点となる庁舎実現と並行して、行政運営の効率化にも資する建築計画について述べよ。	40
	テーマ4	すべての市民に親しまれるとともに、利用しやすく、分かりやすい庁舎実現のための市民参加型の検討体系の構築や市民意見の反映手法について述べよ。	20

## (2) 審査

プロポーザルの審査は、あま市本庁舎基本設計プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき設置するあま市本庁舎基本設計プロポーザル審査委員会が行う。なお、審査委員会は、学識経験者、愛知県職員及びあま市職員の全5名で構成し、そのメンバーは次のとおりである。

委員長	学識経験者
委員	学識経験者
委員	愛知県職員
委員	あま市職員
委員	あま市職員

### 1.1 第一次審査

参加申込書等により、事務所の能力（業務実績等）や提案チームの能力（技術者の実績等）等を審査し、第二次審査のプレゼンテーション及びヒアリング対象者（5者程度）を選定する。審査結果は、すべての参加事業者に書面により通知する。また、第一次審査通過者名を市公式ウェブサイトにおいて公表するものとする。

### 1.2 第二次審査

第一次審査により選定された者を対象に、技術提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査のうえ、技術提案書等の評価が最も高い者（受託予定者）1者と次点者1者を特定する。

#### (1) 日程等

日時及び会場等については第一次審査通過者に別途通知する。

#### (2) 実施方法

プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、本業務を担当する配置予定技術者（様式4-1～3に記載した者）から計5名以内の出席を認めて実施する。ヒアリングは、1者につき10分以内のプレゼンテーションを行い、その後に審査委員による質疑を10分行う。なお、準備や片づけを含め、30分を超えることはできない。

プレゼンテーションに際しては、会場にホワイトボード、スクリーン、プロジェクター（SANYO LP-XU350（解像度1024×768ドット））、ノート型パソコン（HP ProBook650G-1（OS：Windows7 Professional 32bit SP1、PowerPoint2010））を用意しており、プロジェクターとノート型パソコンはアナログRGB接続を行う。必要に応じてノート型パソコンの持参は可能である。説明は技術提案書等に基づいて行い、内容の変更、追加は認めない（部分拡大可）。

#### (3) 受託予定者の特定

審査委員会は、受託予定者を1者特定し、審査結果及び講評を市公式ウェブサイトにおいて公表するものとする。ただし、受託予定者、次点者以外の企業名は公表しない。

#### (4) 審査後の通知

審査後、受託予定者名を技術提案書等提出者全員に書面により通知する。

### 1.3 契約方法等

(1) 受託予定者には、随意契約によりあま市本庁舎基本設計委託業務を委託する。

(2) 受託予定者として特定されたものが、辞退その他の理由により業務委託契約を締結できない場合は、次点者と契約を締結することができるものとする。

- (3) 受託予定者として特定されたものが、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定するものに該当することとなった場合には、契約の締結を行わない場合がある。

#### 1.4 失格条件

提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合。
- (2) 設計案を提出した場合。
- (3) 審査結果に影響を与えるよう、工作が行われた場合。
- (4) ヒアリング時に追加資料（模型等）を提出した場合。プレゼンテーションソフトにおける提示も同様とする。
- (5) ヒアリング時に提案チームの担当者以外の者が出席した場合。
- (6) この要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者と直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- (7) 虚偽の内容が記載・提示されている場合。

#### 1.5 その他

- (1) 参加申込書及び技術提案書等の作成及び提出等に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、本プロポーザル期間内（選定通知日から決定通知日まで）に、本市が実施する他のプロポーザルの技術者と兼任することはできない。
- (3) 技術提案書等の著作権は提出者に帰属するが、受託予定者特定後、必要に応じて市公式ウェブサイト等において公表するものとする。
- (4) プロポーザルのために本市より受領した資料は、了解なく公表、使用することはできない。
- (5) 他の文献を引用した場合は、その出典を明示すること。
- (6) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (7) 手続きにおいて使用する言語は、日本語とする。